

四 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案

第二条の二 削除

（会計監査人について準用する会社法の読替え）
 第二条の四 法第五条の九第一項の規定において会計監査人について会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四十五条第一項及び第三百九十六条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

現行

（監事について準用する会社法の読替え）
 第二条の二 法第五条の六の規定において監事について会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十三条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第三百八十三条第二項	読み替えられる字句 第三百六十六条第一項ただし書	読み替える字句 中小企業等協同組合法第三十六条の六第六項において準用する第三百六十六条第一項ただし書
---------------------------	-----------------------------	---

（会計監査人について準用する会社法の読替え）
 第二条の四 法第五条の九第一項の規定において会計監査人について会社法第三百四十五条第一項及び第三百九十六条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第三百四十五条 第一項	選任若しくは解任 又は辞任	選任、解任若しく は不再任又は辞任
第三百九十六条 第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（協同 組合による金融事 業に関する法律第 五条の七第二項に 規定する電磁的記 録をいう。）を

第五条の三 削除

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
第三百四十五条 第一項	選任若しくは解任 又は辞任	選任、解任若しく は不再任又は辞任
第三百九十六条 第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（協同 組合による金融事 業に関する法律第 五条の七第二項に 規定する電磁的記 録をいう。）を

（信用協同組合等の清算人について準用する会社法の読替え）

第五条の三 法第六条の二第二項の規定において信用協同組合等の清算人について会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「役員等」とあるのは、「清算人又は監事」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字 句	読み替える字句
-----------------	---------------	---------

<p>第三百八十六条 第二項</p>	<p>第三百八十六条 第四項</p>	<p>中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する同 法第三十六条の八 第二項</p>
<p>第三百八十六条 第二項第一号</p>	<p>第八百四十七条第 一項</p>	<p>中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する第 八百四十七条第一 項</p>
<p>第三百八十六条 第二項第二号</p>	<p>第八百四十九条第 四項</p>	<p>中小企業等協同組 合法第六十九条に おいて準用する第 八百四十九条第四 項</p>
	<p>第八百五十条第二 項</p>	<p>同法第六十九条に おいて準用する第 八百五十条第二項</p>